

原告代理人に、上記の点に関しての今後の対応について相談した。

これを受けて、原告代理人は、原告に対して、本件回答書を被告サイトに掲載することは、本件回答書について原告が有する公表権を侵害することになるから、本件回答書の被告サイトからの削除を求める旨の催告書を、被告に対して送付することを提案し、原告代理人事務所において、催告書の文案（本件催告書）を作成し、そのデータをメールに添付する方法により、原告に送信した。

原告は、同日の午後6時26分、原告代理人事務所から受け取った上記の本件催告書に係るデータを、メールに添付して、被告に送信した。なお、被告に送信された本件催告書の上記データはPDFファイル形式であった。

イ 上記の認定事実によれば、本件催告書には、読売新聞西部本社の法務室長の肩書きを付して原告の名前が表示されているものの、その実質的な作成者（本件催告書が著作物と認められる場合は、著作者）は、原告とは認められず、原告代理人（又は同代理人事務所の者）である可能性が極めて高いものと認められる。

これに対して、原告は、本件催告書を作成したのは原告である旨主張し、原告本人尋問において、本件催告書は、原告が作成したものであり、原告代理人には、本件催告書の文末の部分の添削を受けただけであると供述する。

そこで、この点について、以下、検討する。

（ア）前記アで判示したように、本件催告書は、平成19年12月21日の午後6時26分に、メールで被告に送信されたところ、原告は、原告本人尋問において、同日に、被告サイトに本件回答書が掲載されていることを発見したため、原告代理人に対し、その対処方法について相談した結果、本件催告書を被告に送信することになったこと、原告がまず本件